

令和3年2月26日

事務連絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
国土交通省国土政策局離島振興課

離島等における新型コロナウイルスワクチン接種の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日付け健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししています。

今般、ファイザー社のワクチンの供給単位等を踏まえ、離島等における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の取扱いについては下記のとおりとしますので、貴部（局）におかれましてはこれを御了知の上、貴管内の市町村及び関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

記

高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する方）の人口が概ね500人程度未満の離島や市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）については、当該地域に、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うこととして差し支えないこととしているが、総人口が概ね1千人程度未満の離島や市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）についても同様の取扱いとする。

（注）「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.0版）」は追って改定予定。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2. 0 版）（抄）

第 2 章 接種類型等

2 対象者

（2）接種順位等

1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
2	高齢者	令和 3 年度中に 65 歳以上に達する方 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和 3 年度中に 65 歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方 ・慢性の呼吸器の病気 ・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病 ・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 2. 基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方
4	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等。以下別表 1 参照）において、利用者に直接接する職員

5	60～64 歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う
6	上記以外の者	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

注 疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうか分からない患者を含む。

※ 高齢者の人口が概ね 500 人程度未満の離島や、高齢者の人口が概ね 500 人程度未満の市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く。）については、当該地域に、ファイザー社のワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えない。